

「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）（仮称）（案）」  
について

## **1. 策定の趣旨**

- 医療法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 57 号）の施行及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）並びに平成 19 年厚生労働省告示第 108 号の改正に伴い、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）（仮称）を策定する

## **2. 概要**

- 策定内容については別紙のとおり。

## **3. 発出期日等**

平成 30 年 6 月 1 日（予定）